

# 鳥取県災害初動対応計画

(Ver1.1)

令和7年2月  
鳥取県

## 改訂記録

- R07.01.30 第2回空・海緊急救助・輸送オペレーション協議会において承認
- R07.02.01 運用開始
- R07.03.17 第2回協議会における意見及び協議会後の関係機関、市町村等からの意見照会を踏まえた修正（Ver1.1）

# 目 次

## I 総則

- 1 計画の根拠 . . . . . P 1
- 2 計画の目的 . . . . . P 1
- 3 用語の定義 . . . . . P 1

## II 状況

- 1 一般状況 . . . . . P 3
- 2 想定される災害 . . . . . P 4
- 3 被害見積（最大値） . . . . . P 4

## III 基本構想

- 1 県の任務 . . . . . P 6
- 2 基本方針 . . . . . P 6
- 3 関係機関の活動・役割 . . . . . P 6

## IV 実施の要領

- 1 初動対処要領 . . . . . P 8
- 2 連携要領 . . . . . P 9
- 3 部隊活動拠点及び進出経路 . . . . . P 11
- 4 物資支援拠点 . . . . . P 11
- 5 活動支援 . . . . . P 12
- 6 通信 . . . . . P 13
- 7 活動終結要領 . . . . . P 13

## V 地区別初動対処実施要領

- 1 趣旨 . . . . . P 14
- 2 対応方針 . . . . . P 14
- 3 初動対処実施要領 . . . . . P 14

## VI 別紙計画等

- 1 別紙計画 . . . . . P 17
- 2 添付資料 . . . . . P 17
- 3 参照資料 . . . . . P 17



# I 総則

---

## 1 計画の根拠

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び同法の規定に基づく「鳥取県地域防災計画」を根拠とする。

## 2 計画の目的

この計画は、鳥取県地域防災計画に定める「関係機関の連携推進計画」（災害応急対策編（共通）第 4 部）及び「交通・輸送計画」（同第 7 部）の概要を整理し、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、所要の時期と場所に、地形・気象を克服し、初動期（人命救助のタイムリミットと言われる 72 時間以内）の要時要点における迅速な救助活動及び緊急物資輸送等（救援）に資することを目的とする。

## 3 用語の定義

この計画における用語は、次のとおり定義する。

### (1) 災害

災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。具体的には、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象等により生じた被害をいう。

### (2) 大規模災害

災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項の「著しく異常かつ激甚な非常災害」に相当する災害をいう。

### (3) 関係機関

消防、警察、海上保安庁、自衛隊、中国地方整備局等をいう。

### (4) 消防

消防局及び市町村の消防団をいう。

### (5) リエゾン

被災地に派遣され、災害対策本部等での調整業務及び連絡業務を行う要員をいう。（国土交通省資料では「災害対策現地情報連絡員」）

### (6) 現地合同調整所

現場活動をより効果的に実施するため、災害現場に設置される関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた相互協力を行う場所をいう。【参照：緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）】

- (7) 緊急交通路  
災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、災害発生時において、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために一般車両の通行が禁止・制限される道路をいう。
- (8) 1 次物資拠点  
鳥取県が運営し、国、他県又は応援市町村等からの支援物資の受入れ・仕分けを行う災害時物流拠点となる施設をいう。
- (9) 2 次物資拠点  
被災市町村が運営し、1 次物資拠点等からの受入れ・仕分けを行う災害時物流拠点となる施設をいう。
- (10) 鳥取県道路啓開計画  
甚大な被害が危惧される大規模地震に対し、迅速な道路啓開が可能となるよう、道路啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めたもの。
- (11) 広域移動ルート  
「鳥取県道路啓開計画」において設定する発災後 24 時間を目途に啓開する道路。「緊急輸送道路ネットワーク計画」をベースに、高規格道路（山陰道・鳥取道・米子道等）のほか、一般国道、主要地方道等の一部が設定されている。
- (12) 被災地内ルート  
「鳥取県道路啓開計画」において設定する発災後 72 時間を目途に啓開する地域内のルート。被災地の接続拠点（自治体の庁舎等）にアクセスする道路が設定されている。
- (13) 消防応援活動調整本部  
緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合に災害対策本部に設置される調整組織（本部長：知事、副本部長：消防防災課長及び派遣部隊の指揮支援部隊長）をいう。
- (14) 大型ヘリ  
自衛隊が装備する大型輸送用ヘリコプターをいう。（現行装備としては CH-47J/JA が該当）
- (15) L C A C（エルキャック）  
海上自衛隊が保有するエア・クッション型揚陸艇（上陸用舟艇）をいう。  
（正式名称「Landing Craft Air Cushion」）  
スペック：全長 27.9m×幅 14.5m×高さ 7.8m、甲板長 20.5m×幅 8.2m 積載能力 約 5 t（人員約 200 人）

## Ⅱ 状況

### 1 一般状況

我が国ではその地形や気象などの自然的条件により、従来から多くの自然災害を経験してきたが、近年激甚化・頻発化する気象災害等によって広域的な大規模災害が発生しており、今後南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生が危惧されている。令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した地震（令和6年能登半島地震）では、同地方を中心に、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらしており、一連の災害対応を振り返る（※）中で浮かび上がった課題を踏まえ、初動対応・応急対策を強化するための措置等について、今後の対策に反映する必要がある。

本計画は、県内で大規模災害が起こると仮定する。

※ 能登半島地震を踏まえた対策検討に係る県の主な会合

- 令和6年能登半島地震を踏まえた新たな地震津波対策に向けた会合（令和6年1月）
- 令和6年能登半島地震を受けた地震津波対策に向けた会合（初動対処）（令和6年2月）
- 能登半島地震を受けた実動組織との会合（令和6年3月）
- 空・海緊急救助・輸送オペレーション協議会（令和6年4月）

（参考）

「令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言」（令和6年6月：社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 公表）から部分引用

- 令和6年能登半島地震では、山がちで低平地に乏しい半島部において、最大4mもの隆起を伴う強烈な地盤変動が生じ、海岸沿いの国道249号をはじめ、同時多発的な土砂崩落、甚大なインフラ被害をもたらしたことを大きな特徴とする。
- 半島の地形的制約から道路ネットワークが限られるなか、道路啓開を含む復旧や被災地支援の活動のアクセスルートとなるべき能越自動車道などの幹線道路が被災し、厳冬期の降積雪とも重なり、初動における被災状況の把握や復旧等の対応が困難化した。
- 地震動による直接的な被害のほか、土砂災害や津波災害、地盤の液状化など複合的な災害が内陸、沿岸の広域で発生したことにより、ライフライン等が寸断され、集落の孤立等が多く発生したが、緊急輸送道路が寸断されたこれらの孤立地域では、被災の実相を把握することに時間を要するとともに、復旧作業が遅延するなど、耐震性や復旧性を含め災害時に機能する道路ネットワークのあり方について多くの課題が顕在化した。
- 今般の災害を能登半島に限定されたものではなく、地方部災害の典型事例として捉え、教訓事項を特に地方部における今後の道路政策の指針として、関係行政機関、民間企業等とも連携を図りながら活用することが重要である。

## 2 想定される災害

この計画が適用される災害については、

- ① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ② 住宅の倒壊等の多数発生
- ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

を伴う地震、津波、風水害等で、特に主要な幹線道路が被災して通行不能となり、人員や物資の輸送に支障を来し、関係機関の応援が必要となる（又は必要性が見込まれる）災害を想定している。

なお、具体的には以下を適用基準とする。（ただし、基準に満たない場合であっても必要に応じて適用することを妨げない。）

- (1) 地震 県内で最大震度6強以上の場合
- (2) 津波 家屋被害の発生又は幹線道路の途絶
- (3) 風水害 家屋被害の発生又は幹線道路の途絶

## 3 被害見積（最大値）

想定される災害想定は下記のとおりである。

なお、風水害等については、具体的な被害見積が困難であるため割愛する。

### (1) 被害の最大値

- ・人的被害 死者 約790人、負傷者 約3,500人
- ・建物被害 約70,700棟
- ・避難者数 約29,000人

### (2) 地震（主な断層）（地域防災計画【震災対策編】第2章）

#### ア 鹿野・吉岡断層

- ・マグニチュード 7.4
- ・人的被害 死者 約790人、負傷者 約3,500人（最大）
- ・建物被害 約63,700棟（全壊9,700、半壊20,000、一部損壊34,000）
- ・避難者数 約29,000人（9市町）
- ・参考事項 火災の発生、県の中核機能に影響、鳥取市内の道路網が寸断、東部と中西部との幹線道路に不通多発

#### イ 倉吉市南方の推定断層

- ・マグニチュード 7.3
- ・人的被害 死者 約350人、負傷者 約1,600人（最大）
- ・建物被害 約37,300棟（全壊5,300、半壊11,000、一部損壊21,000）

- ・避難者数 約 11,000 人（8 市町）
  - ・参考事項 火災の発生、県中部で液状化、東部と中部との幹線道路が寸断
- ウ 鳥取県西部地震断層

- ・マグニチュード 7.3
- ・人的被害 死者 約 200 人、負傷者 約 810 人（最大）
- ・建物被害 約 50,400 棟（全壊 5,400、半壊 18,000、一部損壊 27,000）
- ・避難者数 約 17,000 人（12 市町村）
- ・参考事項 火災の発生、県西部で液状化、市街地の幹線道路が通行困難、  
県西部南域で交通ネットワーク不全、孤立集落が多数発生

エ F 55 断層（伯耆沖断層帯）

- ・マグニチュード 8.1
- ・人的被害 死者 約 70 人、負傷者 約 890 人（最大）
- ・建物被害 約 70,700 棟（全壊 5,700、半壊 23,000、一部損壊 42,000）
- ・避難者数 約 14,000 人（12 市町村）
- ・参考事項 津波の発生（大津波警報）、火災の発生（山林火災も発生）、  
県西部でライフライン途絶

(3) 津波（地域防災計画【津波災害対策編】第 1 章）

ア F 55 断層津波

- ・最大津波高 5.5m（鳥取市）
- ・人的被害 死者 約 50 人、負傷者 約 260 人（最大）
- ・建物被害 約 460 棟（全壊 10、半壊 450）

イ 佐渡島北方沖津波

- ・最大津波高 7.4m（大山町）
- ・人的被害 死者 約 60 人、負傷者 約 300 人
- ・建物被害 約 1,040 棟（全壊 40、半壊 1,000）

### Ⅲ 基本構想

---

#### 1 県の任務

県は、災害対策基本法に基づき、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。このため、災害時の司令塔として必要な全体の統合管理を行う。

#### 2 基本方針 (地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第4部第1章第3節5(2)ア)

県は、大規模災害により発生した著しい被害について、県の災害対応能力を活用しても対応できず、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に、自衛隊の災害派遣、関係機関の応援派遣を要請する。

要請する事項は、

- ① 情報収集活動
- ② 消火・救出活動、避難誘導、搜索活動
- ③ 物資の供給、生活救援支援
- ④ 住宅応急復旧支援

等、関係機関の特性等に応じた内容とし、各関係機関はそれぞれの付与された任務に応じ、指揮命令系統に従い任務を遂行して、全体の共通目的たる県民の生命、身体及び財産の保護を達成する。

#### 3 関係機関の活動・役割

##### (1) 消防 (地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第4部第4章)

- ① 災害に関する情報収集・伝達
- ② 火災防御活動
- ③ 救助活動
- ④ 救急活動
- ⑤ 水防活動
- ⑥ 住民の避難誘導 など

※ 緊急消防援助隊に応援要請した場合は、前記項目に加え特殊な災害(毒劇物等)に対応する消防活動なども可能

##### (2) 警察 (地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第4部第5章)

- ① 災害に関する情報収集・伝達
- ② 救出救助活動
- ③ 避難誘導

- ④ 緊急交通路の確保
  - ⑤ 行方不明者の調査及び搜索
  - ⑥ 検視・死体調査、身元確認
  - ⑦ 社会秩序の維持などの災害応急対策
- (3) 海上保安庁 (地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第4部第6章)
- ① 災害に関する情報収集・伝達
  - ② 海上、港湾、河口付近における救急救命、被災者の搜索
  - ③ 医療従事者、医薬品等の緊急輸送、災害応急対策要員等の緊急輸送、水、食料等の搬送
  - ④ 陸上におけるヘリによる搜索、輸送等の活動
  - ⑤ 沿岸部の消火活動 など
- (4) 自衛隊 (地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第4部第7章)
- (自衛隊法第83条による災害派遣)
- ① 災害に関する情報収集・伝達
  - ② 避難の援助、遭難者等の搜索救助
  - ③ 水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療、人員・物資の緊急輸送、危険物の保安・除去
  - ④ 避難者に対する炊飯・給水、物資の無償貸与又は譲渡など
- ※ なお、天幕設営や入浴支援を行った事例もあることに留意すること。
- (5) 中国地方整備局
- ① リエゾン等による災害に関する情報収集・伝達
  - ② 水防活動、道路啓開及び特定緊急水防活動、道路上の危険物の除去、除雪
  - ③ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、及び災害対策用機械の提供
  - ④ 緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)の被災地方公共団体への派遣
  - ⑤ 関係機関の活動に係る駐車施設の提供など

## IV 実施の要領

### 1 初動対処要領

本要領では、関係機関の活動に資する情報の共有及び調整の仕組みを定める。

#### (1) 情報伝達・共有

県は、災害応急対策活動に必要な情報について、対応を実施又は支援する市町村及び関係機関と伝達・共有を図る。

なお、伝達・共有を図る情報は、人的被害、住家（非住家）被害、交通被害・復旧対応状況、ライフライン被害・復旧対応状況、避難状況、孤立集落関係、県の体制、被災地ニーズ等とし、情報伝達のスピードを最優先して電話連絡を基本として、必要に応じて電子メール、ファクシミリ等を活用する。

これらの対応は、台風接近時等の甚大な被害の発生が見込まれる場合等においても準用し、災害発生時の初動対処に迅速に展開できるよう努める。

#### (2) リエゾンの派遣要請・受入れ

##### ア 派遣要請

県は、関係機関との情報共有及び応援部隊の派遣等に関し、連絡調整を密にする必要がある時は、関係機関にリエゾンの派遣を要請する。

##### イ 受入れ （地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第1章第2節）

県は、災害対策本部を設置したときは、災害対策本部事務局の近くに関係機関からのリエゾン等の受入れスペース及び通信機器等を確保又は設置し、受入れ体制を確立する。

県は、政府の現地対策本部が設置され、他都道府県からの応援職員が派遣されたときは、調整の上、庁舎内に受け入れスペースを確保するとともに、密接な連携体制の確保に努める。[別図1参照]

#### (3) 派遣要請手順

県は必要に応じて関係機関に対して応援を要請する。詳細は、下記ア～オのとおりとする。

##### ア 消防活動 （地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第4章）

県は、被災地消防本部からの要請又は代表消防機関と協議の上必要と認められたときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。また、県庁内に「消防応援活動調整本部」（本部長：知事）を設け、活動調整等を行う。

##### イ 災害警備 （地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第5章）

公安委員会は、県内警察力だけでは警備が困難であると認めるときは、他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の援助要請を行う。

ウ 海上保安庁（地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第6章）

知事は、災害の状況等に応じ、海上保安庁に対し、救援協力要請を行う。

エ 自衛隊（地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第7章）

知事は、市町村の要請又は知事自らの判断において部隊の派遣を必要と認めるときは、部隊等の派遣を要請するものとする。自衛隊は、通信等が途絶して知事等との連絡が困難にあるなど特に緊急を要する場合は、知事の要請を待たずに部隊を派遣することがある。

オ 中国地方整備局

知事は、災害の状況等に応じ、中国地方整備局に対し、支援協力要請を行う。

## 2 連携要領

### (1) 調整会議の設置

ア 関係機関調整会議（地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第1章第3節1～5）

#### (ア) 位置づけ

県は、災害対策基本法に基づき、総合調整を行い、関係機関調整会議を開催する。

#### (イ) 開催

県は、複数の関係機関から応援を受けた場合、「関係機関調整会議」（状況に応じ「合同会議」と呼称する場合もある）を開催し、指揮命令関係の確認、関係機関相互間の活動区域、活動内容等を総合調整する。

関係機関は、同会議に指揮官又は調整のためのリエゾンを派遣し、リエゾンを派遣する場合には任務の根拠を十分に理解させる。また、関係機関は、必要な通信手段を持参すること。

同会議は、応援を受ける際、又は応援を受けた早期の段階で開催し、以降は必要に応じ開催する。[別表1参照] また、必要に応じて鳥取地方気象台、DMA T、道路管理者及び各施設管理者等を招集する。

なお、活動内容等の細部調整については、県及び関係機関により随時実施する。

#### (ウ) 情報共有事項

同会議は、鳥取県庁における開催を基本として、必要に応じて災害対策本部地方支部等とWEB会議を調整し、

- ① 被害状況
- ② 被災者の要求事項

- ③ 地震活動又は気象状況
- ④ 各機関の活動状況（体制、装備、通信体制）
- ⑤ 道路等の状況

等の情報を共有する。また、関係機関等の活動内容、部隊進入要領等の調整に資するよう、災害時物流拠点を設置した場合は情報提供する。

(エ) 活動調整事項等

同会議では、

- ① 情報の入手及び提供
- ② 各関係機関の役割、活動区域、活動内容、活動要領
- ③ 部隊進入要領、到着日時、活動拠点
- ④ 部隊応援
- ⑤ 機動運用調整（航空・海上・陸上）
- ⑥ 統制、調整要領
- ⑦ 撤収時期、撤収要領

等についての調整を行う。また、情報共有を円滑にするため、地図の統一、情報システムの運用、通信統制、個人情報の取り扱い方針等についても調整する。

なお、県は、同会議で収集した情報や調整結果を踏まえ、応急復旧に必要な資機材の優先的・重点的な投入、道路の交通規制・応急復旧等の検討を行う。（地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第2章第2節3、第7部第2章第2節3）

また、県は輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省への航空情報（ノータム）発行依頼や報道機関に対する取材高度の要請を行う。（地域防災計画

【災害応急対応編（共通）】第7部第5章第3節2（3）、地域防災計画（資料編）「ヘリコプター安全運航確保計画」）

イ 現地合同調整所の設置

各機関は、それぞれの付与された任務に基づき、必要な調整等を行う。

救出救助活動において複数の機関が活動している場合、災害現場において関係機関間の連絡調整を行う場として「現地合同調整所」を設け、情報の整理、活動調整を行う。なお、毎日行う事項として、活動前には活動内容の確認、活動後には活動結果の共有及び翌日の活動方針の確認を行う。

現地合同調整所では、主に次の事項について連絡調整を行う。

- ① 関係機関の活動予定及び結果の確認
- ② 関係機関が活動場所を分担する場合の分担場所の確認
- ③ 関係機関が役割を分担して連携する場合の、役割や連絡手段の確認

④ 各関係機関の必要資機材等についての情報交換

なお、県及び活動場所に関係する市町村は、活動後における現地合同調整所の調整結果を得るように努め、災害対策本部に共有する。

(2) 情報共有手段

ア 地図の統一

複数の機関での情報共有を円滑にするため、地点については、地名地番によるほか、可能な限りU T M座標をもって情報共有を図る。

イ 総合防災情報システムの運用

県及び関係機関は、総合防災情報システムを活用し、必要な情報を提供して適切に運用する。

なお、県及び関係機関は、同システムにアクセスできる端末を整備する。

### 3 部隊活動拠点及び進出経路

(1) 部隊進出

関係機関の部隊進出は、災害の態様に応じ、陸路、海路、空路を活用する。

なお、陸路による進出が基本となることから、関係機関は、的確かつ円滑な災害応急対応に資するため緊急交通路の指定を速やかに検討する。また、県は、部隊進出の際に活用する施設の管理者と必要な協議等を行う。

(2) 活動拠点

進出後の活動拠点は、各受援計画で予め定められた地点（別表2）から、災害発生場所、集結部隊規模、交通事情等を考慮し、災害対策本部と関係機関（リエゾン）が協議をして選定する。また、拠点の変更、追加を行うときも同様とする。（地域防災計画【災害応急対応編（共通）】第4部第1章第3節6）

(3) 陸路が困難な場合の部隊進出

災害により交通インフラが被害を受け陸路による進出が困難な場合、関係機関は、関係機関調整会議を通じ、空路及び海路による部隊進出を調整する。この際、関係機関は、着上陸地点から幹線道路へのアクセスについて、道路管理者等と調整し、道路管理者等は当該アクセス路の啓開を行う。

なお、海路及び空路から大量の人員輸送を可能とする大型ヘリ、ホバークラフトの進出拠点について、別表3、4に示し、具体的な進出要領については「V 地区別初動対処実施要領」のとおりとする。

### 4 物資支援拠点

(1) 支援物資等の受入れ

支援物資等の受入れにあたっては、災害の態様及び物資の内容に応じ、陸路、海路、空路を活用する。なお、県は、受入れ、搬送の際に活用する施設の管理者と必要な協議を行う。(地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第7部第1章第2節2)

## (2) 物資支援拠点

1次物資拠点については、災害対策本部において主として別表5から選定する。なお、選定に際しては、物資の仕分け要員の確保、物資の搬送先となる2次物資拠点までの道路状況等を考慮する。(地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第7部

第1章第2節4)

## (3) 陸路が困難な場合の物資搬送

県は、災害により交通インフラが被害を受け陸路による搬送に支障が生じた場合、空路及び海路による搬送を調整する。

大型ヘリ及びホバークラフトにより物資搬送する場合において、物資の引継が必要となる場合(大型ヘリ等に車両が積載できなかった場合、ホバークラフトが揚陸できず接岸する場合等)の引継地点は、前記別表3、4の地点とする。

なお、これらの選定にあたっては、1次物資拠点や関係機関の活動拠点までの道路状況等を考慮する。

## 5 活動支援

### (1) アクセスルートの確保

経空・経海により救出・救援部隊を前進させる場合、幹線道路へのアクセスの確保については、県において道路管理者及び各施設管理者と必要な協議を行うものとする。

### (2) 道路啓開の方針

緊急輸送道路ネットワークをベースに位置付けた広域移動ルート、被災地内ルートの調査・啓開については、「鳥取県道路啓開計画」に基づき行われ、広域移動ルートを概ね24時間以内に、被災地内ルートを概ね72時間以内を目標に概ねの啓開が行われる。(地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第7部第2章第2節2)

### (3) 関係機関からの応援に対する支援

県は、関係機関からの応援に対して、

- ① スペースの確保(執務スペース、休憩スペース等)
- ② 資器材の提供
- ③ 執務環境の整備
- ④ 宿泊場所の斡旋

等の支援を行う。また、消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の燃料、重機、物資等の調達が必要と判断した場合には、災害対策本部と調整して調達する。(地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第4部第4章第3節4(8))

なお、応援職員の宿泊場所の確保、食料等については、応援側での対応を基本とし、県は、必要な情報提供等を行う。(地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第4部第8章)

## 6 通信

### (1) 通信手段の確保

関係機関調整会議及び現地合同調整所に参加する関係機関は、関係機関内の通信を確保し、関係機関内の情報及び連絡を確保する。

### (2) 通信運用

関係機関との通信について、基本は「IV 1 (1)」のとおり電話連絡とするが、県は通信断絶に備え、災害対策本部に衛星携帯電話を立ち上げるとともに、連絡先を関係機関に周知するものとする。(地域防災計画【災害応急対応編(共通)】第3部第5章第2節3)

また、現地合同調整所が設置された場合は、必要に応じてリエゾン等を配置した上、県又は最寄りの市町村から衛星携帯電話を同所に搬送し、衛星回線により災害対策本部との通信手段を確保するものとする。IP網が途絶した場合にあっては、現地合同調整所にスターリンク等を設置し、情報伝達経路を確保する。

なお、関係機関が相互に直接通信不能な場合は、リエゾンを通じて行う。

## 7 活動終結要領

県は、県内の体制により対応が可能となったときは、順次、応援の各機関の撤収要請を検討する。

## V 地区別初動対処実施要領

---

### 1 趣旨

本章では、大型地震等の大規模災害により県内の交通インフラが重大な被害を受け、外部から陸路による進入ができない広範囲の地区(集落単位ではなく、市町村/旧市町村単位)が発生した想定の下、県内を「東部地区」「八頭地区」「中部地区」「西部地区」「日野地区」の5地区に区分し、地区ごとの初動期における人員・物資搬送について対処要領を示す。

### 2 対応方針

#### (1) 内陸部及び山間部における搬送

大型ヘリにより人員、物資を搬送するものとし、県は、関係機関調整会議等において進出拠点(離着陸地点)から被災地の接続拠点(自治体の庁舎等)や1次物資拠点等に至ることができる主要道路までのアクセスや搬送手段等を検討する。

現に1次物資拠点が設定されていない地域については、進出拠点から2次拠点への搬送を検討し、特に市町村内に1次物資拠点の設定がない市町村については、詳細なヒアリングを行う。

なお、大型ヘリコプターを用いて傷病者の搬送を行う場合は、保健医療福祉統合本部等において、あらかじめ、離着陸地点までの傷病者の搬送方法及び搬送先医療機関までの搬送方法について検討を行うものとする。

#### (2) 沿岸部における搬送

ホバークラフト(LCAC)等により人員、物資を搬送するものとし、県は、関係機関調整会議等において砂浜等への進出拠点(揚陸・接岸地点。港湾に損壊があり接岸不可となる場合もある。)から被災地の接続拠点(自治体の庁舎等)や1次物資拠点に至ることができる主要道路までのアクセスや搬送手段等を検討する。

進出拠点から主要道路までの間のアクセスについては、敷鉄板の仮設等を要する場合もあることから、その手段等については、県において土地所有者や関係機関等と調整を行う。

なお、揚陸・接岸にかかる現状確認、連絡調整、使用手続きについては、災害対策本部において、各施設管理者等と調整の上実施するものとし、関係機関に対する使用許可の通知は、災害対策本部を通じて関係機関リエゾンが実施する。揚陸時の輸送艦との通信手段については、衛星携帯電話とする。

### 3 初動対処実施要領

#### (1) 東部地区における対処

ア 鳥取市及び岩美町においては、LCAC 進出拠点や大型ヘリ進出拠点と活動拠点、物資拠点及び接続地点までの主要道路までのアクセスやこれら進出拠点を活用する。

イ 初動対処にあっては、上記主要道路及びアクセス路の早期啓開を優先的に行う。活動拠点及び物資拠点、進出拠点の選定にあっては、道路の啓開状況や除雪の状況などを事前に確認して行うものとする。

ウ 別紙1「東部地区初動対処計画」

#### (2) 八頭地区における対処

ア 若桜町、智頭町及び八頭町においては、大型ヘリ進出拠点と活動拠点、物資拠点及び接続地点までの主要道路までのアクセスやこれら進出拠点を活用する。

イ 初動対処にあっては、上記主要道路及びアクセス路の早期啓開を優先的に行う。活動拠点及び物資拠点、進出拠点の選定にあっては、道路の啓開状況や除雪の状況などを事前に確認して行うものとする。

ウ 別紙2「八頭地区初動対処計画」

#### (3) 中部地区における対処

ア 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町においては、LCAC 進出拠点や大型ヘリ進出拠点と活動拠点、物資拠点及び接続地点までの主要道路までのアクセスやこれら進出拠点を活用する。

イ 初動対処にあっては、上記主要道路及びアクセス路の早期啓開を優先的に行う。活動拠点及び物資拠点、進出拠点の選定にあっては、道路の啓開状況や除雪の状況などを事前に確認して行うものとする。

ウ 別紙3「中部地区初動対処計画」

#### (4) 西部地区における対処

ア 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町においては、LCAC 進出拠点や大型ヘリ進出拠点と活動拠点、物資拠点及び接続地点までの主要道路までのアクセスやこれら進出拠点を活用する。

イ 初動対処にあっては、上記主要道路及びアクセス路の早期啓開を優先的に行う。活動拠点及び物資拠点、進出拠点の選定にあっては、道路の啓開状況や除雪の状況などを事前に確認して行うものとする。

ウ 別紙4「西部地区初動対処計画」

(5) 日野地区における対処

ア 日南町、日野町及び江府町においては、大型ヘリ進出拠点と活動拠点、物資拠点及び接続地点までの主要道路までのアクセスやこれら進出拠点を活用する。

イ 初動対処にあっては、上記主要道路及びアクセス路の早期啓開を優先的に行う。活動拠点及び物資拠点、進出拠点の選定にあっては、道路の啓開状況や除雪の状況などを事前に確認して行うものとする。

ウ 別紙5「日野地区初動対処計画」

## VI 別紙計画等

---

### 1 別紙計画

- ・別紙 1 東部地区初動対処計画
- ・別紙 2 八頭地区初動対処計画
- ・別紙 3 中部地区初動対処計画
- ・別紙 4 西部地区初動対処計画
- ・別紙 5 日野地区初動対処計画

### 2 添付資料

- ・別図 1 鳥取県災害対策本部配置図
- ・別図 2 災害時拠点一覧
  
- ・別表 1 災害対応フェイズごとの関係機関調整会議開催頻度の目安
- ・別表 2 関係機関活動拠点等候補地一覧
- ・別表 3 空路による臨時人員・物資受入拠点候補地一覧
- ・別表 4 海路による臨時人員・物資受入拠点候補地一覧
- ・別表 5 物資拠点候補地一覧

### 3 参照資料

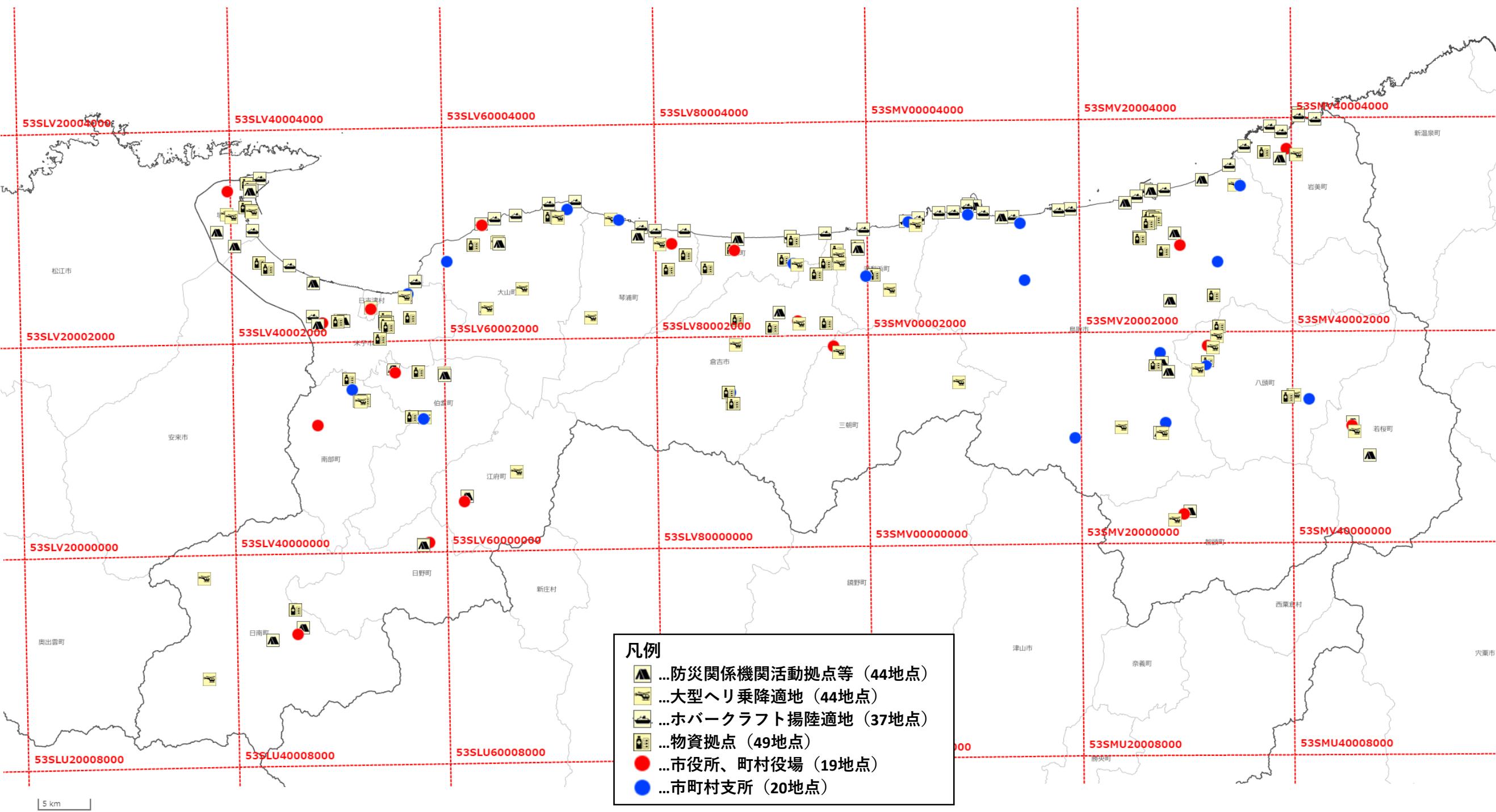
- ・鳥取県地域防災計画（令和 6 年度修正）
- ・自衛隊受援計画（Ver1.3）
- ・鳥取県緊急消防援助隊受援計画（令和 6 年 3 月）
- ・鳥取県道路啓開計画（令和 6 年 6 月）
- ・緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）







# 災害時拠点一覽





災害対応フェイズごとの関係機関調整会議開催頻度の目安

フェイズ	開催頻度	対象
災害拡大期 (発災～1日後)	概ね1日2～3回	県災害対策本部事務局 関係機関リエゾン
災害沈静期 (2日後～1週間程度)	1日2回 (活動前後)	県災害対策本部事務局 現地調整本部
災害復旧期 (発災後1週間後以降 ～1か月程度)	1日1回	県災害対策本部事務局 市町村災害対策本部事務局



【別表2】関係機関活動拠点等候補地一覧（宿营地・活動拠点●、進出拠点○、両方◎）

地区	番号	活動拠点等	地上部隊		海上部隊		航空部隊		所在地	座標（60進法）		座標（10進法）		UTM座標	連絡先		参考事項
			緊急消防 援助隊	自衛隊	緊急消防 援助隊	自衛隊	緊急消防 援助隊	自衛隊		北緯	東経	北緯	東経		連絡先	連絡先	
東部	1	岩美町民総合運動場	◎						岩美郡岩美町高山	35° 34' 15"	134° 20' 33"	35.57083	134.34250	53SMV40403650	岩美町 (教育委員会)	0857-73-1302	
	2	道の駅きなんせ岩美	○						岩美郡岩美町新井 377-4	35° 34' 2"	134° 19' 33"	35.56722	134.32583	53SMV38903610	株式会社きなんせ岩美	0857-73-5155	
	3	鳥取砂丘オアシス広場	◎						鳥取市福部町湯山	35° 32' 59"	134° 14' 41"	35.54972	134.24472	53SMV31503420	鳥取県 (道路企画課)	0857-26-7406	
	4	千代川緑地（市民スポーツ広場）	●						鳥取市古市	35° 30' 16"	134° 12' 59"	35.50444	134.21639	53SMV28902920	鳥取市 (河川公園課)	0857-30-8344	
	5	千代川倉田緑地（千代川倉田スポーツ広場）	◎						鳥取市円通寺	35° 26' 51"	134° 12' 41"	35.44750	134.21139	53SMV28402290	鳥取市 (河川公園課)	0857-30-8344	
	6	リンピアいなば	●						鳥取市河原町山手	35° 23' 9"	134° 12' 37"	35.38583	134.21028	53SMV28201600	鳥取県東部行政管理組合 (環境衛生課)	0857-26-0596	
	7	（鳥取自動車道）河原ⅠC駐車場	○						鳥取市河原町山手	35° 23' 41"	134° 12' 12"	35.39472	134.20333	53SMV27601710	中国地方整備局 (道路管理第一課)	0857-23-5844	
	8	用瀬町運動公園		●				●	鳥取市用瀬町用瀬 660-1	35° 20' 2"	134° 12' 6"	35.33389	134.20167	53SMV27401030	鳥取市 (河川公園課)	0857-30-8344	
	9	鳥取港	◎		○	●			鳥取市港町	35° 32' 25"	134° 11' 31"	35.54028	134.19194	53SMV26703320	鳥取県 (港湾課)	0857-26-7405	
	10	ヤマタスポーツパーク 【布勢総合運動公園第1,2,7駐車場、正面入口付近】	◎				●	●	鳥取市布勢146-1	35° 30' 4"	134° 10' 47"	35.50111	134.17972	53SMV25602890	鳥取県 (まちづくり課)	0857-26-7403	・座標は第1駐車場 ・緊援隊航空部隊：フォワードベース
	11	鳥取空港					●	●	鳥取市湖山町西四丁目 150	35° 31' 48"	134° 9' 54"	35.53000	134.16500	53SMV24303210	鳥取空港管理事務所	0857-28-1150	
	12	（国道9号）八束水チェーン脱着場	○						鳥取市気高町八束水	35° 31' 3"	134° 2' 11"	35.51750	134.03639	53SMV12603080	中国地方整備局 (道路管理第一課)	0857-22-8435	
	13	青谷農村広場 【青谷町農村広場】	○						鳥取市青谷町青谷	35° 31' 37"	134° 0' 34"	35.52694	134.00944	53SMV10103190	鳥取市青谷町総合支所 (教育委員会)	0857-85-2529	
八頭	14	須澄チェーン脱着場	○						八頭郡若桜町須澄	35° 18' 54"	134° 25' 11"	35.31500	134.41972	53SMV47200810	中国地方整備局 (道路管理第一課)	0857-23-5844	
	15	旧若桜町森林組合貯木場跡地	○						八頭郡若桜町若桜	35° 20' 36"	134° 24' 8"	35.34333	134.40222	53SMV45601130	若桜町 (総務課)	0858-82-2211	
	16	道の駅はっとう	○						八頭郡八頭町徳丸 625	35° 21' 58"	134° 20' 25"	35.36611	134.34028	53SMV40001380	道の駅はっとう	0858-84-3870	
	17	智頭町民運動場 【智頭町民グラウンド】	○						八頭郡智頭町智頭	35° 16' 3"	134° 13' 58"	35.26750	134.23278	53SMV30200290	智頭町 (教育委員会)	0858-75-3112	
中部	18	東郷湖羽合臨海公園（南谷地区）	●				●	●	東伯郡湯梨浜町南谷 567	35° 29' 28"	133° 53' 15"	35.49111	133.88750	53SLV99002800	鳥取県 (まちづくり課)	0857-26-7369	・緊援隊航空部隊：フォワードベース
	19	倉吉市陸上競技場						●	倉吉市葵町 678	35° 25' 40"	133° 49' 36"	35.42778	133.82667	53SLV93402110	倉吉市 (社会教育課)	0858-22-8167	
	20	天神川河川防災ステーション	◎						倉吉市福守町 415-2	35° 26' 14"	133° 48' 20"	35.43722	133.80556	53SLV91502210	倉吉河川国道事務所 (河川管理課)	0858-26-6221	
	21	お台場公園	◎						東伯郡北栄町由良宿 1458-1	35° 29' 57"	133° 45' 43"	35.49917	133.76194	53SLV87702910	北栄町 (総務課)	0858-37-3111	
	22	久米農村広場		●					倉吉市福富 1	35° 24' 35"	133° 45' 35"	35.40972	133.75972	53SLV87301910	倉吉市 (農林課)	0858-22-8157	
	23	倉吉市関金総合運動公園	●						倉吉市関金町関金宿	35° 21' 36"	133° 45' 27"	35.36000	133.75750	53SLV87101360	倉吉市 (社会教育課)	0858-22-8167	
	24	道の駅琴の浦	◎						東伯郡琴浦町別所 1030-1	35° 30' 6"	133° 39' 29"	35.50167	133.65806	53SLV78202950	倉吉河川国道事務所 (道路管理課)	0858-26-6221	

地区	番号	活動拠点等	地上部隊		海上部隊		航空部隊		所在地	座標（60進法）		座標（10進法）		U T M座標	連絡先		参考事項
			緊急消防 援助隊	自衛隊	緊急消防 援助隊	自衛隊	緊急消防 援助隊	自衛隊		北緯	東経	北緯	東経		連絡先		
西部	25	大山町中山運動場	●						西伯郡大山町下甲 1022-5	35° 31' 4"	133° 34' 25"	35.51778	133.57361	53SLV70603140	大山町 (総務課)	0859-54-5201	
	26	大山町名和総合運動公園	●						西伯郡大山町名和 1247-1	35° 29' 44"	133° 30' 50"	35.49556	133.51389	53SLV65202900	大山町 (総務課)	0859-54-5201	
	27	大山町大山農村広場	●						西伯郡大山町今在家 611	35° 26' 25"	133° 30' 0"	35.44028	133.50000	53SLV63802290	大山町 (総務課)	0859-54-5201	
	28	伯耆町総合スポーツ公園グラウンド	●						西伯郡伯耆町大原 1006-3	35° 22' 58"	133° 27' 31"	35.38278	133.45861	53SLV59901650	伯耆町 (総務課)	0859-68-3111	
	29	伯耆町立溝口中学校グラウンド	●						西伯郡伯耆町長山 481	35° 20' 51"	133° 26' 17"	35.34750	133.43806	53SLV58001260	伯耆町 (総務課)	0859-68-3111	
	30	米子市淀江運動公園スポーツ広場	●						米子市淀江町西原 805	35° 27' 1"	133° 25' 2"	35.45028	133.41722	53SLV56302410	米子市 (防災安全課)	0859-23-5337	
	31	伯耆町民グラウンド	●						西伯郡伯耆町吉長 90-15	35° 23' 18"	133° 24' 17"	35.38833	133.40472	53SLV55101720	伯耆町 (総務課)	0859-68-3111	
	32	鳥取県消防学校	●				●		米子市流通町 1350	35° 25' 46"	133° 23' 44"	35.42944	133.39556	53SLV54302180	鳥取県消防学校	0859-27-0353	・ 緊援隊航空部隊：フォートベース
	33	南部町民運動場	●	●					西伯郡南部町浅井 927	35° 21' 39"	133° 22' 12"	35.36083	133.37000	53SLV51901420	南部町 (総務課)	0859-66-3112	
	34	米子市東山運動公園スポーツ広場	●						米子市車尾 639-1	35° 25' 47"	133° 21' 9"	35.42972	133.35250	53SLV50402190	米子市 (防災安全課)	0859-23-5337	
	35	米子市東山運動公園補助グラウンド<<運用中止>>	●						米子市東山町 102	35° 25' 49"	133° 20' 57"	35.43028	133.34917	53SLV50102200	米子市 (防災安全課)	0859-23-5337	・ 令和6年5月24日から市民体育館新設に伴い使用不可
	36	旧米子市宮湊山球場						●	米子市久米町 63-1	35° 25' 36"	133° 19' 34"	35.42667	133.32611	53SLV48002160	米子市 (防災安全課)	0859-23-5337	・ 球場は令和2年9月に閉鎖 ・ 米子城跡三の丸広場として改装中
	37	米子市弓ヶ浜公園	●						米子市両三柳 3203-6	35° 27' 42"	133° 19' 17"	35.46167	133.32139	53SLV47602550	米子市 (防災安全課)	0859-23-5337	
	38	境港			○	●			境港市大正町ほか	35° 32' 23"	133° 15' 18"	35.53972	133.25500	53SLV41803430	境港管理組合	0859-42-3706	・ 座標は昭和南1号岸壁
39	米子空港					●	●	境港市佐斐神町 2064	35° 29' 36"	133° 14' 21"	35.49333	133.23917	53SLV40202910	航空自衛隊美保基地	0859-45-0211		
40	境港市民スポーツ広場	●						境港市夕ヶ丘一丁目	35° 30' 17"	133° 13' 14"	35.50472	133.22056	53SLV38603040	境港市 (防災危機管理課)	0859-47-1071		
日野	41	江府町総合グラウンド	●						日野郡江府町洲河崎 62	35° 16' 50"	133° 28' 54"	35.28056	133.48167	53SLV61900520	江府町 (総務課)	0859-75-2211	
	42	日野町立日野中学校グラウンド	●						日野郡日野町野田 210	35° 14' 19"	133° 26' 12"	35.23861	133.43667	53SLV57700060	日野町 (総務課)	0859-72-0331	
	43	日南町総合運動場	●						日野郡日南町生山 450	35° 10' 7"	133° 18' 41"	35.16861	133.31139	53SLU4620930	日南町 (総務課)	0859-82-1111	
	44	日南町立日野小学校跡地	●						日野郡日南町三栄 1091	35° 9' 29"	133° 16' 48"	35.15806	133.28000	53SLU43309190	日南町 (総務課)	0859-82-1111	

【別表3】空路による臨時人員・物資受入拠点候補地一覧 [大型ヘリ(CH-47)乗降適地一覧]

地区	番号	市町村名	名称	所在地	座標 (60進法)			座標 (10進法)		UTM座標	敷地寸法 (m)	連絡先		避難所指定
					北緯	東経	北緯	東経	連絡先					
東部	1	鳥取市	布勢総合運動公園 (球技場)	鳥取市布勢146-1	35° 30' 0"	134° 10' 49.8"	35.50000	134.18050	53SMV25602880	108 × 180	鳥取市河川公園課	0857-30-8344	有	
	2		千代水スポーツ広場	鳥取市千代水3丁目111	35° 31' 7.2"	134° 11' 46.2"	35.51867	134.19617	53SMV27103080	110 × 106	鳥取市河川公園課	0857-30-8344	有	
	3		鳥取市福部町グランド	鳥取市福部町海士340	35° 32' 43"	134° 16' 42"	35.54533	134.27833	53SMV34503370	100 × 100	鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課	0857-30-8426	有	
	4		用瀬町運動公園	鳥取市用瀬町古用瀬660-1	35° 20' 1.2"	134° 12' 15.6"	35.33367	134.20433	53SMV27601030	98 × 137	鳥取市河川公園課	0857-30-8344	有	
	5		佐治町多目的運動広場	鳥取市佐治町大井601	35° 20' 20"	134° 9' 41.4"	35.33883	134.16150	53SMV23801090	98 × 128	鳥取市教育委員会 生涯学習・スポーツ課	0857-30-8426	有	
	6	岩美町	岩美町民総合運動場	岩美郡岩美町高山302	35° 34' 15"	134° 20' 34.2"	35.57083	134.34283	53SMV40403650	119 × 181	岩美町総務課	0857-73-1302	無	
八頭	7	八頭町	町営郡家野球場	八頭郡八頭町385-3	35° 24' 27"	134° 15' 23.4"	35.40750	134.25650	53SMV32401840	120 × 130	八頭町総務課防災室	0858-76-0201	無	
	8		郡家運動場	八頭郡八頭町奥谷381	35° 25' 1.8"	134° 15' 38.8"	35.41717	134.26078	53SMV32801950	100 × 100	八頭町総務課防災室	0858-76-0201	有	
	9		船岡トレーニングセンター	八頭郡八頭町坂田409-1	35° 23' 14"	134° 14' 28.2"	35.38717	134.24117	53SMV31001620	118 × 128	八頭町総務課防災室	0858-76-0201	有	
	10		八東町総合運動公園野球場	八頭郡八頭町徳丸528	35° 21' 59"	134° 20' 30"	35.36633	134.34167	53SMV40101380	110 × 124	八頭町総務課防災室	0858-76-0201	無	
	11	若桜町	若桜学園	八頭郡若桜町浅井289	35° 20' 7.2"	134° 24' 13.8"	35.33533	134.40383	53SMV45801030	100 × 100	若桜町総務課	0858-82-2211	有	
	12	智頭町	智頭町総合運動場	八頭郡智頭町智頭2682-1	35° 15' 37"	134° 13' 3"	35.26033	134.21750	53SMV28800210	102 × 103	智頭町総務課	0858-75-4111	有	
中部	13	倉吉市	倉吉市営陸上競技場	倉吉市葵町678	35° 25' 40"	133° 49' 36.6"	35.42783	133.82683	53SLV93502110	100 × 200	倉吉市総務部防災安全課	0858-22-8162	無	
	14		久米農村広場	倉吉市福富1	35° 24' 35"	133° 45' 36"	35.40983	133.76000	53SLV87401910	105 × 105	倉吉市総務部防災安全課	0858-22-8162	無	
	15		関金野球場	倉吉市関金町関金宿1620	35° 21' 35"	133° 45' 23.6"	35.35967	133.75656	53SLV87001360	130 × 130	倉吉市総務部防災安全課	0858-22-8162	無	
	16	湯梨浜町	泊野球場	東伯郡湯梨浜町泊三ヶ種ヶ谷	35° 30' 40"	133° 56' 49.8"	35.51100	133.94717	53SMV04503020	120 × 100	湯梨浜町総務課	0858-35-3111	無	
	17		羽合小学校	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬535	35° 29' 7.8"	133° 52' 3"	35.48550	133.86750	53SLV97202740	100 × 150	湯梨浜町総務課	0858-35-3111	有	
	18		東郷野球場	東伯郡湯梨浜町川上885	35° 27' 23"	133° 55' 15.3"	35.45642	133.92092	53SMV02002410	130 × 130	湯梨浜町総務課	0858-35-3111	無	
	19		湯梨浜中学校	東伯郡湯梨浜町長江51	35° 28' 42"	133° 52' 7"	35.47833	133.86861	53SLV97302660	200 × 100	湯梨浜町総務課	0858-35-3111	有	
	20	三朝町	三朝町陸上競技場	東伯郡三朝町本泉769-1	35° 24' 13"	133° 52' 4.8"	35.40350	133.86800	53SLV97201830	80 × 150	三朝町総務課	0858-43-1111	有	
	21		中津町有地	東伯郡三朝町中津815-2	35° 22' 37"	133° 59' 34.8"	35.37683	133.99300	53SMV08501520	20 × 20	三朝町総務課	0858-43-1111	無	
	22	北栄町	北条中学校	東伯郡北栄町土下100-1	35° 28' 40"	133° 49' 28.8"	35.47767	133.82467	53SLV93302660	180 × 120	北栄町総務課	0858-37-3111	有	
	23	琴浦町	赤碕中学校	東伯郡琴浦町赤碕1922-1	35° 30' 58"	133° 37' 49.2"	35.51600	133.63033	53SLV75803110	130 × 130	琴浦町総務課	0858-52-2111	有	
24	東伯総合運動公園サッカー場		東伯郡琴浦町田越560	35° 29' 41"	133° 40' 51.6"	35.49467	133.68100	53SLV80302870	107 × 81	琴浦町総合体育館	0858-52-2047	無		
25	船上山運動広場		東伯郡琴浦町山川804-50	35° 25' 57"	133° 36' 33.6"	35.43250	133.60933	53SLV73702180	140 × 120	琴浦町総務課	0858-52-2111	無		

地区	番号	市町村名	名称	所在地	座標 (60進法)			座標 (10進法)		U T M座標	敷地寸法 (m)	連絡先		避難所 指定
					北緯	東経		北緯	東経			連絡先	連絡先	
西部	26	米子市	東山陸上競技場	米子市東山町97-1	35° 25′ 49″	133° 20′ 56.4″	35.43033	133.34900	53SLV50102200	200 × 110	米子市防災安全課	0859-23-5337	有	
	27		鳥取県消防学校	米子市流通町1350	35° 25′ 45″	133° 23′ 45″	35.42917	133.39583	53SLV54302180	130 × 110	鳥取県消防学校	0859-27-0353	無	
	28		米子市淀江運動公園球 ーツ広場	米子市淀江町西原805	35° 27′ 0.6″	133° 24′ 57″	35.45017	133.41583	53SLV56202410	100 × 128	米子市防災安全課	0859-23-5337	有	
	29	境港市	境港第二中学校	境港市竹内町2438	35° 31′ 13″	133° 13′ 52.8″	35.52017	133.23133	53SLV39603210	100 × 140	境港市防災危機管理課	0859-44-2111	有	
	30		旧誠道小学校	境港市誠道町2062	35° 31′ 3.6″	133° 14′ 10.2″	35.51767	133.23617	53SLV40003180	103 × 166	境港市防災危機管理課	0859-44-2111	有	
	31		境夢みなとターミナル臨時駐車場	境港市竹内団地281-1	35° 31′ 20″	133° 15′ 26.8″	35.52211	133.25744	53SLV41903230	150 × 178	境港管理組合	0859-42-3705	無	
	32	南部町	南部町民野球場(野球場)	西伯郡南部町浅井927	35° 21′ 38″	133° 22′ 15.6″	35.36050	133.37100	53SLV51901420	120 × 120	南部町防災危機管理室	0859-66-3112	無	
	33	伯耆町	伯耆町総合球 ーツ公園	西伯郡伯耆町大原1006-3	35° 23′ 4.2″	133° 27′ 28.2″	35.38450	133.45783	53SLV59901670	100 × 92	伯耆町総務課	0859-68-3111	有	
	34		溝口中学校	西伯郡伯耆町長山481	35° 20′ 49″	133° 26′ 17.4″	35.34683	133.43817	53SLV58001260	113 × 96	伯耆町総務課	0859-68-3111	有	
	35	日吉津村	日吉津小学校	西伯郡日吉津村日吉津876-1	35° 26′ 28″	133° 22′ 50.4″	35.44100	133.38067	53SLV53002310	100 × 80	日吉津村総務課	0859-27-0211	有	
	36	大山町	大山町町民野球場	西伯郡大山町今在家607	35° 26′ 25″	133° 30′ 5.4″	35.44033	133.50150	53SLV63902290	120 × 100	大山町総務課	0859-54-5201	無	
	37		夕陽の丘 神田	西伯郡大山町加茂2663	35° 27′ 27″	133° 32′ 18.5″	35.45739	133.53847	53SLV67302470	102 × 101	山香荘	0859-54-2211	無	
	38		中山野球場	西伯郡大山町下甲798-1	35° 31′ 2.6″	133° 34′ 31″	35.51739	133.57528	53SLV70803130	128 × 130	大山町総務課	0859-54-5201	無	
	39		名和総合運動公園(陸上競技場)	西伯郡大山町名和1247-1	35° 29′ 50″	133° 30′ 49.2″	35.49717	133.51367	53SLV65102910	190 × 120	大山町総務課	0859-54-5201	有	
40	名和総合運動公園(野球場)		西伯郡大山町名和1247-1	35° 29′ 47″	133° 30′ 43.8″	35.49650	133.51217	53SLV65002910	125 × 135	大山町総務課	0859-54-5201	有		
41	日南町		多里山村広場	日野郡日南町萩原690-2	35° 7′ 31″	133° 12′ 50.4″	35.12517	133.21400	53SLU37208830	101 × 94	日南町総務課	0859-82-1111	有	
42		ゆきんこ村運動広場	日野郡日南町阿毘緑477	35° 12′ 38″	133° 12′ 30″	35.21050	133.20833	53SLU36909780	112 × 98	日南町総務課	0859-82-1111	無		
43	日野町	旧日野中学校	日野郡日野町野田210	35° 14′ 21″	133° 26′ 12″	35.23917	133.43667	53SLV57700060	124 × 91	日野町総務課	0859-72-0331	有		
44	江府町	江府町防災基地	日野郡江府町大字美用835-17	35° 18′ 3.6″	133° 31′ 58.8″	35.30100	133.53300	53SLV66600740	150 × 105	江府町総務課	0859-75-2211	無		

【別表4】海路による臨時人員・物資受入拠点候補地一覧 [ホバークラフト(L C A C)揚陸適地一覧]

地区	No.	名称	所在地	座標 (60進法)		座標 (10進法)		UTM座標	揚陸適否等		周辺の建物等		アクセス道路			上陸・接岸時の連絡調整先			参考事項 (【条】…△部分の条件)
				北緯 (度分秒)	東経 (度分秒)	北緯	東経		ビ シ ク	岸 壁 横 付	150ヤ ド 以 内	車両 規制	アクセス先	最小幅員 (m)	地質	管理者	所管課	連絡先	
東部	1	東浜海水浴場	岩美郡岩美町陸上	35° 36' 4"	134° 21' 44"	35.60111	134.36222	53SMV42203980	○	-	あり	要	国道178号	1.0	砂	鳥取県	河川課	0857-26-7383	
	2	鳥取羽尾東漁港	岩美郡岩美町大羽尾	35° 36' 21"	134° 20' 43"	35.60583	134.34528	53SMV40604040	×	○	なし	要	県道255号	3.5	舗装路	岩美町	農林水産課	0857-73-1562	
	3	羽尾海水浴場	岩美郡岩美町小羽尾	35° 36' 13"	134° 20' 42"	35.60361	134.34500	53SMV40604010	○	-	あり	要	国道178号	2.0	砂/舗装路	岩美町	農林水産課	0857-73-1562	
	4	浦富海岸	岩美郡岩美町浦富	35° 35' 26"	134° 19' 38"	35.59056	134.32722	53SMV39003870	△	-	あり	要	国道178号	1.0	砂	鳥取県	河川課 港湾課	0857-26-7383 0857-26-7405	【条】砂浜整地が必要 (傾斜)
	5	田後港	岩美郡岩美町田後	35° 35' 41"	134° 18' 55"	35.59472	134.31528	53SMV37903920	×	○	なし	不要	国道178号	-	舗装路	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	
	6	網代新港	岩美郡岩美町大谷	35° 34' 40"	134° 17' 19"	35.57778	134.28861	53SMV35503730	×	○	あり	不要	県道294号	-	舗装路	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	
	7	岩戸海岸	鳥取市福部町岩戸	35° 33' 42"	134° 16' 23"	35.56167	134.27306	53SMV34103550	○	-	あり	要	国道319号	5.5	砂/舗装路	鳥取県 鳥取市	河川課 林務水産課	0857-26-7383 0857-30-8312	
	8	浜坂海岸	鳥取市浜坂	35° 32' 29"	134° 12' 19"	35.54139	134.20528	53SMV27903330	○	-	なし	不要	県道183号 【国道9号】	2.4	砂/舗装路	鳥取河川 国道事務所 鳥取市	河川管理課 観光・ジブク推進課	0857-22-8435 0857-30-8291	
	9	鳥取港1号3号岸壁 【鳥取港耐震岸壁】	鳥取市港町	35° 32' 29"	134° 11' 13"	35.54139	134.18694	53SMV26303330	×	○	あり	不要	国道9号	-	舗装路	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	
	10	賀露海岸	鳥取市賀露町西	35° 32' 8"	134° 10' 35"	35.53556	134.17639	53SMV25303270	○	-	なし	要	県道41号			鳥取県	港湾課	0857-26-7405	【条】車両揚陸には土のうの接地が必要
	11	小沢見海水浴場	鳥取市小沢見	35° 31' 30"	134° 6' 30"	35.52500	134.10833	53SMV19103160	○	-	あり	要	国道9号			鳥取県	河川課	0857-26-7383	・民地あり
	12	水尻海水浴場	鳥取市気高町奥沢見	35° 31' 26"	134° 5' 45"	35.52389	134.09583	53SMV18003150	△	-	あり	要	国道9号	2.5	砂	個人/鳥取県	河川課 農地・水保全課	0857-26-7383 0857-26-7319	【条】砂浜整地が必要 (傾斜)
	13	浜村海岸	鳥取市気高町浜村	35° 31' 6"	134° 2' 55"	35.51833	134.04861	53SMV13703090	○	-	なし	要	国道9号			鳥取県	河川課	0857-26-7383	
	14	船磯漁港	鳥取市気高町八束水	35° 31' 18"	134° 1' 2"	35.52167	134.01722	53SMV10803130	×	○	あり	要	国道9号	-	舗装路	鳥取市	林務水産課	0857-30-8312	
	15	夏泊漁港	鳥取市青谷町青谷	35° 31' 44"	134° 0' 8"	35.52889	134.00222	53SMV09503210	×	○	あり	要	国道9号	-	舗装路	鳥取市	林務水産課	0857-30-8312	
	16	青谷海岸	鳥取市青谷町青谷	35° 31' 37"	134° 0' 4"	35.52694	134.00111	53SMV09403190	○	-	あり	要	国道9号			鳥取市	林務水産課	0857-30-8312	
	17	井手ヶ浜海水浴場	鳥取市青谷町井手	35° 31' 20"	133° 59' 11"	35.52222	133.98639	53SMV08003140	○	-	あり	不要	国道9号	2.0	砂/舗装路	鳥取県	河川課	0857-26-7383	
	18	長和瀬漁港	鳥取市青谷町長和瀬	35° 31' 17"	133° 58' 18"	35.52139	133.97167	53SMV08003140	×	○	あり	要	国道9号	5.5	コンクリート	鳥取市	林務水産課	0857-30-8312	

地区	No.	名称	所在地	座標 (60進法)		座標 (10進法)		UTM座標	揚陸適否等		周辺の建物等		アクセス道路			上陸・接岸時の連絡調整先			参考事項 (【条】…△部分の条件)
				北緯 (度分秒)	東経 (度分秒)	北緯	東経		ビ ジ ン グ	岸 壁 構 付	150ヤ ド 以 内	車両 規制	アクセス先	最小幅員 (m)	地質	管理者	所管課	連絡先	
中部	19	石脇海水浴場	東伯郡湯梨浜町石脇	35° 31' 2"	133° 57' 1"	35.51722	133.95028	53SMV04803090	△	-	あり	要	国道9号	3.7	コンクリート	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	【条】砂浜整地が必要 (傾斜)
	20	泊漁港	東伯郡湯梨浜町泊	35° 30' 52"	133° 56' 14"	35.51444	133.93722	53SMV03603060	×	○	あり	要	県道162号	6.5	コンクリート	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	
	21	宇野海水浴場	東伯郡湯梨浜町宇野	35° 30' 27"	133° 53' 35"	35.50750	133.89306	53SLV99602980	○	-	あり	要	国道9号	4.0	砂/舗装路	湯梨浜町	産業振興課	0858-35-5385	
	22	天神川河口	東伯郡北栄町江北	35° 30' 15"	133° 51' 12"	35.50417	133.85333	53SLV96002950	○	-	なし	不要	国道9号	4.0	砂/舗装路	鳥取県	河川課	0857-26-7383	
	23	北条砂丘	東伯郡北栄町弓原	35° 30' 6"	133° 49' 2"	35.50167	133.81722	53SLV92702930	△	-	なし	不要	国道9号	3.1	砂/舗装路	鳥取県	河川課	0857-26-7383	【条】砂浜整地が必要 ・砂浜までの経路選定に注意(民地あり)
	24	逢東海岸	東伯郡琴浦町逢東	35° 30' 24"	133° 42' 22"	35.50667	133.70611	53SLV82603000	△	-	あり	要	国道9号	4.0	砂/舗装路	鳥取県	河川課	0857-26-7383	【条】艇尾が浸水状態であれば艇駐機可
	25	八橋海岸	東伯郡琴浦町八橋	35° 30' 23"	133° 40' 33"	35.50639	133.67583	53SLV79903000	△	-	あり	要	国道9号	2.9	砂/舗装路	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	【条】艇尾が浸水状態であれば艇駐機可
	26	赤碕港新港区	東伯郡琴浦町赤碕	35° 30' 34"	133° 39' 41"	35.50944	133.66139	53SLV78603030	×	○	あり	要	国道9号	7.0	コンクリート	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	
西部	27	御崎漁港	西伯郡大山町御崎	35° 31' 51"	133° 35' 35"	35.53083	133.59306	53SLV72403280	×	○	あり	要	国道9号	-	舗装路	大山町	農林水産課	0858-58-6116	
	28	逢坂港	西伯郡大山町塩津	35° 31' 45"	133° 33' 55"	35.52917	133.56528	53SLV69903260	×	△	あり	要	国道9号	-	舗装路	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	【条】精密な操縦が必要
	29	木料海岸(豊成海岸)	西伯郡大山町豊成	35° 31' 10"	133° 31' 52"	35.51944	133.53111	53SLV66803160	△	-	あり	要	国道9号	2.3	砂/舗装路	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	【条】艇尾が浸水状態であれば艇駐機可
	30	下坪海岸(西坪海岸)	西伯郡大山町西坪	35° 30' 59"	133° 30' 33"	35.51639	133.50917	53SLV64803130	△	-	あり	要	国道9号	2.9	砂/舗装路	鳥取県	河川課	0857-26-7383	【条】砂浜整地が必要、砂浜に補板が必要
	31	御来屋漁港	西伯郡大山町御来屋	35° 30' 44"	133° 29' 43"	35.51222	133.49528	53SLV63503080	×	○	あり	要	国道9号	-	舗装路	大山町	農林水産課	0858-58-6116	
	32	淀江漁港	米子市淀江町淀江	35° 27' 49"	133° 25' 37"	35.46361	133.42694	53SLV57202560	×	○	あり	要	国道9号	10.0	アスファルト	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	
	33	米子港	米子市灘町	35° 26' 1"	133° 19' 14"	35.43361	133.32056	53SLV47502240	×	○	あり	要	県道47号	6.0	アスファルト	鳥取県	港湾課	0857-26-7405	
	34	弓ヶ浜海岸	米子市富益町	35° 28' 36"	133° 17' 47"	35.47667	133.29639	53SLV45402720	△	-	あり	要	国道431号	3.4	砂	鳥取県	河川課 日野川河川事務所	0857-26-7383	【条】波打ち際の砂地整地が必要
	35	境港昭和北物揚場 【境港北端漁港】	境港市昭和町	35° 33' 2"	133° 15' 57"	35.55056	133.26583	53SLV42803550	×	○	あり	要	国道431号	8.0	アスファルト	境港管理組合	総務課	0859-42-3706	
	36	美保湾展望ビーチ	境港市佐斐神町	35° 30' 23"	133° 15' 29"	35.50639	133.25806	53SLV42003050	△	-	あり	要	国道431号	3.7	砂	鳥取県	河川課 日野川河川事務所	0857-26-7383	【条】波打ち際の砂地整地が必要
37	境港昭和南4号岸壁 【境港耐震岸壁】	境港市昭和町	35° 32' 27"	133° 15' 26"	35.54083	133.25722	53SLV42003440	×	○	あり	要	国道431号	6.0	アスファルト	境港管理組合	総務課	0859-42-3706		

【別表5】物資拠点候補地一覧

地区	番号	区分	施設名	所在地	座標（60進法）		座標（10進法）		UTM座標	連絡先		備考
					北緯	東経	北緯	東経				
東部	1	広域防災拠点等	ヤマタスポーツパーク	鳥取市布勢146-1	35° 30' 0"	134° 10' 50"	35.50003	134.18047	53SMV25602880	鳥取県 (まちづくり課)	0857-26-7403	・緊急消防援助隊の宿营地、進出拠点候補地
	2	広域防災拠点等	公立大学法人公立鳥取環境大学	鳥取市若葉台北一丁目1-1	35° 27' 5"	134° 15' 24"	35.45145	134.25672	53SMV32502330	鳥取環境大学	0857-38-6700	・予備施設
	3	物流事業者(トラック協会)	日本通運(株) (日通トランスポート) 【鳥取事業所】	鳥取市湖山町東五丁目216	35° 30' 47"	134° 11' 29"	35.51310	134.19137	53SMV26603020	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	4	物流事業者(トラック協会)	日ノ丸西濃運輸(株) 【鳥取支店】	鳥取市湖山町東三丁目40	35° 31' 7"	134° 11' 23"	35.51847	134.18971	53SMV26503080	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	5	物流事業者(トラック協会)	山陰福山通運(株) 【鳥取支店】	鳥取市千代水二丁目150	35° 30' 58"	134° 11' 47"	35.51620	134.19644	53SMV27103050	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	6	物流事業者(トラック協会)	岡山県貨物運送(株) 【鳥取支店】	鳥取市菖蒲665-1	35° 29' 21"	134° 12' 17"	35.48924	134.20474	53SMV27802750	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	7	物流事業者(倉庫協会)	日本通運(株) 【鳥取事業所千代水倉庫】	鳥取市千代水四丁目38	35° 31' 1"	134° 11' 37"	35.51692	134.19366	53SMV26803060	鳥取県倉庫協会	0857-28-0202	
	8	選果場	広域物流センター 【本店経済部物流センター】	鳥取市湖山町東五丁目574	35° 30' 46"	134° 11' 20"	35.51290	134.18898	53SMV26403020	J A 鳥取いなば	0857-37-0519	
	9	選果場	岩本ライスセンター	岩美郡岩美町岩本664	35° 34' 23"	134° 18' 32"	35.57312	134.30895	53SMV37303680	J A 鳥取いなば	0857-37-0519	
	10	選果場	河原果実選果場	鳥取市河原町曳田265	35° 23' 31"	134° 11' 49"	35.39206	134.19693	53SMV27001680	J A 鳥取いなば	0857-37-0519	
八頭	11	選果場	八頭広域カントリーエレベーター	八頭郡八頭町船岡青木下1795	35° 23' 43"	134° 15' 3"	35.39535	134.25082	53SMV31901710	J A 鳥取いなば	0857-37-0519	
	12	選果場	郡家町梨選果場 【郡家梨選果場】	八頭郡八頭町門尾63-1	35° 25' 31"	134° 15' 45"	35.42529	134.26260	53SMV33002040	J A 鳥取いなば	0857-37-0519	
	13	選果場	八東梨選果場	八頭郡八頭町徳丸1256	35° 21' 51"	134° 20' 4"	35.36417	134.33447	53SMV39501360	J A 鳥取いなば	0857-37-0519	
中部	14	広域防災拠点等	東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺施設	東伯郡湯梨浜町藤津650	35° 29' 35"	133° 53' 13"	35.49299	133.88706	53SLV99002820	鳥取県 (まちづくり課)	0857-26-7369	・旧健康増進センター、湯梨浜町有の羽合野球場、トレーニングセンター ・令和7年4月以降は「道の駅ほうじょう」に移行予定 ・座標は「旧健康増進センター」
	15	広域防災拠点等	道の駅ほうじょう	東伯郡北栄町国坂1525-92	35° 29' 53"	133° 49' 12"	35.49793	133.82012	53SLV92902890	北栄町 (産業振興課)	0858-37-3152	・令和7年4月から運用開始予定
	16	広域防災拠点等	倉吉市関金総合運動公園	倉吉市関金町関金宿	35° 21' 37"	133° 45' 28"	35.36019	133.75778	53SLV87101360	倉吉市 (生涯学習課)	0858-22-8167	・予備施設 ・緊急消防援助隊の進出拠点候補地
	17	物流事業者(トラック協会)	山陰福山通運(株) 【倉吉営業所】	東伯郡湯梨浜町田後317-3	35° 28' 44"	133° 51' 15"	35.47881	133.85415	53SLV96002670	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	18	物流事業者(トラック協会)	岡山県貨物運送(株) 【倉吉営業所】	倉吉市河北町198	35° 28' 10"	133° 50' 40"	35.46941	133.84440	53SLV95102570	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	19	物流事業者(倉庫協会)	日本通運(株) 【倉吉支店引越・物流センター】	倉吉市広栄町801-1	35° 25' 41"	133° 51' 18"	35.42805	133.85494	53SLV96002110	鳥取県倉庫協会	0857-28-0202	
	20	選果場	倉吉西瓜選果所	倉吉市下福田910-1	35° 25' 52"	133° 45' 42"	35.43116	133.76161	53SLV87502150	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	21	選果場	関金選果場 【関金支所】	倉吉市関金町大鳥居201	35° 22' 10"	133° 45' 8"	35.36957	133.75210	53SLV86601470	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	22	選果場	北条梨柿選果場	東伯郡北栄町弓原341-1	35° 28' 55"	133° 48' 37"	35.48207	133.81025	53SLV92002710	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	23	選果場	大栄西瓜統合選果場 【北栄営農センター西瓜統合選果場】	東伯郡北栄町妻波1725-2	35° 28' 30"	133° 43' 50"	35.47492	133.73043	53SLV84802640	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	24	選果場	秋喜梨選果場 【倉吉梨選果場】	倉吉市秋喜160-1	35° 25' 27"	133° 47' 53"	35.42412	133.79795	53SLV90802070	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	25	選果場	大栄梨集荷所 【北農機センター】	東伯郡北栄町由良宿561	35° 29' 28"	133° 45' 20"	35.49109	133.75556	53SLV87102820	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	26	選果場	羽合町集荷所 【羽合支所】	東伯郡湯梨浜町久留26-1	35° 29' 23"	133° 51' 56"	35.48974	133.86543	53SLV97002790	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	27	選果場	東郷町梨選果場 【東郷梨選果場】	東伯郡湯梨浜町中興寺343	35° 28' 8"	133° 54' 14"	35.46879	133.90400	53SMV00502250	J A 鳥取中央	0858-23-3000	
	28	選果場	川東集荷場	東伯郡琴浦町中尾487-1	35° 29' 10"	133° 42' 28"	35.48603	133.70772	53SLV82702770	J A 鳥取中央	0858-23-3000	・同所在地は、GoogleMAPでは「田中商事第二倉庫」(R6.12時点)
	29	選果場	中央集荷場 【琴浦営農センター】	東伯郡琴浦町美好760	35° 28' 24"	133° 41' 24"	35.47344	133.68995	53SLV81102630	J A 鳥取中央	0858-23-3000	

地区	番号	区分	施設名	所在地	座標（60進法）		座標（10進法）		U T M座標	連絡先		備考
					北緯	東経	北緯	東経				
西部	30	広域防災 拠点等	とっとり花回廊	西伯郡南部町鶴田110	35° 20' 52"	133° 25' 27"	35.34768	133.42408	53SLV56801270	鳥取県 (生産振興課)	0857-26-7281	
	31	広域防災 拠点等	どらドラパーク米子 (米子市東山運動公園)	米子市東山町及び車尾	35° 25' 47"	133° 20' 47"	35.42958	133.34647	53SLV49802190	米子市 (防災安全課)	0859-23-5337	・ 予備施設 ・ 緊急消防援助隊の宿営地候補地 ・ 座標は米子市民体育館
	32	物流事業者 (トラック協会) (倉庫協会)	日本通運㈱ 【山陰支店】	米子市流通町430-17	35° 25' 43"	133° 23' 53"	35.42867	133.39816	53SLV54502170	鳥取県トラック協会 鳥取県倉庫協会	0857-22-2694 0857-28-0202	
	33	物流事業者 (トラック協会)	日ノ丸西濃運輸㈱ 【米子支店】	米子市流通町430-2	35° 25' 39"	133° 23' 46"	35.42740	133.39602	53SLV54302160	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	34	物流事業者 (トラック協会)	山陰福山通運㈱ 【米子支店】	米子市赤井手702	35° 25' 30"	133° 23' 56"	35.42498	133.39902	53SLV54602130	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	35	物流事業者 (トラック協会)	岡山県貨物運送㈱ 【米子主管支店】	米子市流通町430-13	35° 25' 57"	133° 23' 46"	35.43260	133.39610	53SLV54402210	鳥取県トラック協会	0857-22-2694	
	36	物流事業者 (トラック協会) (倉庫協会)	服島運輸㈱	米子市和田町600	35° 28' 45"	133° 15' 52"	35.47926	133.26455	53SLV42502750	鳥取県トラック協会 鳥取県倉庫協会	0857-22-2694 0857-28-0202	
	37	物流事業者 (倉庫協会)	N X 境港海陸㈱	境港市昭和町1	35° 32' 46"	133° 15' 6"	35.54618	133.25179	53SLV41503500	鳥取県倉庫協会	0857-28-0202	・ 同所在地は、GoogleMAPでは「柗くろだ美装」(R6.12時点)
	38	物流事業者 (倉庫協会)	N X 境港海陸㈱	境港市昭和町39	35° 32' 34"	133° 15' 18"	35.54278	133.25492	53SLV41803460	鳥取県倉庫協会	0857-28-0202	・ 倉庫壁に「境港海陸」と記載 (GoogleMAP)
	39	物流事業者 (倉庫協会)	N X 境港海陸㈱	境港市竹内団地113	35° 31' 33"	133° 15' 2"	35.52592	133.25052	53SLV41303270	鳥取県倉庫協会	0857-28-0202	・ 敷地入口に「NX境港海陸株式会社」の表札 (GoogleMAP)
	40	物流事業者 (倉庫協会)	N X 境港海陸㈱	境港市竹内団地208-10	35° 31' 25"	133° 15' 24"	35.52351	133.25666	53SLV41903240	鳥取県倉庫協会	0857-28-0202	
	41	選果場	米子選果場 【米子・あいみ果実選果場】	米子市小波1788	35° 25' 57"	133° 25' 17"	35.43257	133.42143	53SLV56702210	J A 鳥取西部	0859-34-1141	
	42	選果場	会見選果場 【あいみ果実選果場】	西伯郡南部町市山329	35° 21' 42"	133° 22' 29"	35.36166	133.37465	53SLV52301430	J A 鳥取西部	0859-34-1141	
	43	選果場	大山選果場 【大山果実部】	西伯郡大山町住吉535	35° 31' 5"	133° 34' 1"	35.51807	133.56681	53SLV70003140	J A 鳥取西部	0859-34-1141	
	44	選果場	米子カントリーエレベーター	米子市下新印588-1	35° 24' 53"	133° 23' 25"	35.41474	133.39019	53SLV53802020	J A 鳥取西部	0859-34-1141	
	45	選果場	米子南部カントリーエレベーター	西伯郡南部町天万2031-1	35° 22' 47"	133° 21' 33"	35.37974	133.35911	53SLV50901630	J A 鳥取西部	0859-34-1141	
	46	選果場	大山水系カントリーエレベーター	西伯郡伯耆町久古1044-1	35° 23' 9"	133° 25' 52"	35.38593	133.43109	53SLV57501690	J A 鳥取西部	0859-34-1141	
	47	選果場	汗入カントリーエレベーター	西伯郡大山町富長477-1	35° 29' 39"	133° 29' 14"	35.49424	133.48714	53SLV62702890	J A 鳥取西部	0859-34-1141	
48	選果場	弓浜特産事業所 【弓浜中央営農センター】	米子市富益町3392	35° 28' 28"	133° 16' 27"	35.47433	133.27407	53SLV43402700	J A 鳥取西部	0859-34-1141	・ 同所在地は、GoogleMAPでは該当なし (R6.12時点) ・ 座標は「弓浜中央営農センター(富益町3393-2)」のもの	
日野	49	選果場	日南野菜集出荷所 【日南トマト選果場】	日野郡日南町生山300-61	35° 11' 2"	133° 18' 11"	35.18383	133.30317	53SLU45509470	J A 鳥取西部	0859-34-1141	